

60 私立学校令第九条適用に関する疑義に付文部省回答

〔昭和十三年十二月〕

地文二二八号  
 定決裁  
 12月6日  
 文書課長  
 送發  
 12月6日  
 起案者

昭和十三年 月 日 起案

文書課長  
 事務官

次官

専門学務局長  
 普通学務局長  
 実業学務局長  
 審査員  
 回答案

年月日

〔抹消〕  
 〔航空便〕  
 〔加筆・朱書〕  
 ●速達ニテ発送ノコト

大阪府知事宛

私立学校令適用ニ関スル件

(注記2)  
 十一月十六日付学第五四七五号ヲ以テ首題ノ件御照会ノ処右ハ  
 何レモ不可然議ニ付御了知相成度

(備考) 私立学校令第九条

私立学校ノ設備授業及其ノ他ノ事項ニシテ教育上有  
 害ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命ズ

(下 札)

文書課長

(注記1)

ルコトヲ得

(備考)

私立学校令ハ不備ノ点多ク、監督庁ノ不便不勘ニ付照会ノ如キ諸点ニ就テハ其ノ改正ニ当リテ充分意ヲ致シ目下(加筆)全面的ニ調査中ニ有之

学第五四七五号

昭和十三年十一月十六日

大阪府知事 池田 清 印

文部大臣男爵 荒木貞夫殿

私立学校令(改正)(抹消)(加筆)(適用)ニ関スル件照会

私立学校令第九条ニ関シ左記ノ疑義有之候条至急御解答相煩度此段及照会候也

記

- 一、学校設立ノ財団法人役員ノ個人的行為ガ教育上有害ナリト認めタル場合第九条ヲ適用シ之ガ更迭ヲ命ジ得ルヤ
- 二、私立学校ノ校長、教員ヲ設立者ガ解職スルコトガ教育上有害ナリト認めタル場合第九条ニヨリ解職ヲ差シ止ムルコトヲ得ルヤ

学第五四八七号

昭和十三年十一月十六日

文書課長 (朝比奈)

大阪府知事 池田 清 印

次官

(伊東)

専門学務局長

(山川)

(有光)

(石澤)

(注記4)

(西崎)

(颯特)

(注記5)

文部大臣男爵 荒木貞夫殿

普通学務局長 代花押 (口口)

実業学務局長 (小笠原)

商工教育課長

私立学校令改正ニ関スル件

私立学校ガ我国教育ノ為ニ尽シツアル功績ノ大ナルハ贅言ヲ要セザル処ナルモ学校ノ内容ハ玉石混淆ニシテ優良ナルモノモ多々アリト雖モ中ニハ甚ダシク悪質ノモノアリテ私立学校全般ノ信用ヲ失墜セシメツツアリ然ルニ之ガ助成監督ニ当リテハ現行私立学校令不備ノ為充分ナル成果ヲ求メ得ザル実情ニアルハ遺憾ナルニヨリ私立学校ノ健全ナル振興ノ為速カニ私立学校令ヲ改正相成様致度別紙相添此段及意見書提出候也

一、私立学校ノ名称、目的、位置ノ変更ハ認可制トスルコト

一、私立学校トシテ認可スル場合ノ最低限度(例へバ生徒定員、修業年限等)ヲ定メルコト

一、私立学校設立ハ中等学校以上ニアリテハ財団法人トスルコト

一、財団ノ基本金ハ府県又ハ文部省ニ供託セシメルコト

一、学校及学校類似ノ名称ハ学校令ニヨルニ非ザレバ使用セザラシメルコト

一、私立学校設立者ノ資格ヲ定メルコト

一、私立学校ノ設立者ニシテ不相当ナリト認めタルトキハ其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得シメタルコト

一、学校長ハ監督官庁ニ於テ命ズルコト

一、必要ニ応ジ設立者ハ監督官庁ノ任命スル者ヲシテ事務管掌

セシメルコト

- 一、授業料ノ変更ハスベテ認可事項トスルコト
- 一、学校債、寄附金等ノ募集ハ認可事項トスルコト

(注記1)

「記録掛 14・11・22 受領」

(注記2)

「四」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「文部省 地文128号 昭和13・11・19」

(注記4)

「文部省 地文129号 昭和13・11・19」

(注記5)

「供閲」

(下札)

(中止)

〔種別〕 〇種別 〇種別 / 登録追加 / 件名 大阪府照会 私立学

校令第九條適用ニ関シ疑義ノ番号 地文二二八 / 結了年月日 昭

一三 一二 六 / 保存年限 ムキ / 枚数 4

〔大12〕 昭16 盲学校令、聾啞学校令及其解釈・大12 / 昭

15 私立学校令及其解釈・大12 / 昭18 私立学校令施行

細則(府県令) 文部省 昭34, 32-5, 2401